

令和5年度「モズク消費拡大緊急対策事業」

委託業務契約書

沖縄県漁業協同組合連合会

契約相手

令和5年度「モズク消費拡大緊急対策事業」委託契約書

沖縄県漁業協同組合連合会会長 上原 亀一（以下「甲」という。）と契約相手 代表取締役 ●●●（以下「乙」という。）は、令和5年度「モズク消費拡大緊急対策事」の実施に伴う委託業務について、次の条項により契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、令和5年度「モズク消費拡大緊急対策事業」（以下「委託業務」という。）の実施を委託し、乙はこれを受託する。

2 前項の委託業務の内容は、別紙委託仕様書のとおりとする。

（委託業務の実施方法）

第2条 乙は、別紙の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、委託業務を実施しなければならない。

2 前項の委託仕様書に定めのない事項については、甲乙で協議して処理するものとする。

（実施計画書）

第3条 乙は、委託業務を実施するにあたり、この契約締結の日から10日以内に実施内容（方法、体制、費用、スケジュール等）を明記した実施計画書を提出しなければならない。

（委託業務の期間）

第4条 委託業務の期間は、契約締結の日から令和6年2月29日までとする。

（委託料）

第5条 甲は、乙に対して金●●●円の範囲において、委託事業の実施に必要な経費（以下「委託費」という。）を支払うものとする。うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、金●●●円である。なお、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

2 乙は、委託費を委託事業に要する経費以外に使用してはならない。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、●●●この限りではない。

（委託事業内容の変更）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議のうえこの契約の内容を変更することができる。

- (1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
- (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
- (3) 本契約を履行するために必要な物品に係る税について変動があったとき。

- (4) 行政目的上、又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、あるいはこの契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。
- 2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から30日以内に整わない場合には前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。
- 3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙で協議して定める。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、または請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの本委託事業に関する統括的かつ根幹的な業務

- 3 乙は、本契約の企画提案申請者であった者、指名停止を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データ入力及び集計等の簡易な業務を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負う者とし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 6 乙が第1項から第5項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙若しくは乙が業務の一部を委任し、又は請け負わせた第三者に発生した損害について、甲は損害賠償を負わないものとする。

(危険負担)

第9条 委託業務の実施に応じて生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲の負担とする。

(進捗状況の報告等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について実地及び書面による検査を実施し、又は乙に対して報告を求め、必要な指示をするものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、その日から起算して10日を経過した日または令和6年2月16日のいずれか早い日までに、遅滞なく甲に対して委託業務についての実績報告書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 乙の提出する報告書の内容に関し、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し不十分な部分について再実施を求めることができる。

3 前項により、甲が再実施を求めたときは、乙は、この実施を自己の負担において速やかに行わなければならない。

(委託料の額の確定)

第12条 甲は、前条の報告を受けたときは、事業完了の確認、検査を行い、その報告に係る委託業務の成果が本契約の内容に適合すると認められるときは、支払うべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

(委託料の支払)

第13条 乙は、前条に定める通知を受けた後に、精算払い請求書(様式第2号)を甲に提出し、委託料(既に支払済の額があるときは、当該支払済額を控除した額)の支払いを請求することができる。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、委託業務の完了前に経費の支払を受ける必要があると甲が認めるときは、概算払い請求書(様式第3号)を甲に提出し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額について支払を請求することができる。

(1) 契約を締結したとき、契約金額の3割以内の額

(2) 中間報告があったとき、契約金額の9割以内の額(前号の規定による請求額を含む)

3 甲は、乙から前二項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内にその支払いを行うものとする。

4 乙は、既に支払いを受けた委託料が前条の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲に返還するものとする。

5 乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利2.5%の延滞金を徴収できるものとする。

(計画の変更、廃止等)

第14条 乙は、実施内容を変更しようとするとき(事業内容の軽微な変更及び委託費の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。)は、変更申請書(様式第4号)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 甲は、前項に定める事項の承認をする場合には、条件を付すことができる。

3 乙は、やむを得ない事由により、本委託業務の実施が困難となったときは、速やかに廃止(中止)申請書(様式第5号)を甲に提出し、甲乙で協議の上、契約を解除できるものとする。

4 前項の規定により契約を解除するときは、前二条の規定に準じ精算するものとする。

(甲による契約の解除及び違約金)

第15条 甲は、次に掲げる一の理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除し、また、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託業務を完了しないとき、又は完了期限までに委託業務を完了する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。

(3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 乙が次に掲げる一に該当すると認められるとき。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

（下請負契約等に関する契約解除）

第16条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条第1項第4号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（知的財産権の取扱）

第18条 乙が本委託業務により取得した著作権を含む全ての知的財産権は、次の各号のとおり取り扱う。

(1) 乙が本委託業務により取得した著作物（ただし、取得した著作物の本質的特徴を直接感得できる著作物全てを含むものとする。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、全て甲に譲渡する。

- (2) 本契約締結後に、乙が本委託業務により創作した著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、当該著作物納入時に、甲に移転する。
- (3) 乙は、本委託業務により創作した著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- 2 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（財産の管理等）

- 第19条 乙が委託料（委託業務の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の所有権は、甲に帰属することとし、同時に甲は、乙が委託業務の目的に従って甲に帰属する取得財産等を使用することを認めるものとする。
- 2 乙は、取得財産等については、委託業務完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、委託業務の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 3 乙は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 4 乙は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める報告書に取得財産等明細書を添付しなければならない。

（財産の処分等の制限）

- 第20条 乙は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、委託業務の完了後においても甲の承認を受けずに委託業務の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。

（関係証拠書類を整備及び保存）

- 第21条 乙は、委託業務に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類を整備し、委託業務終了日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
- 2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。
- (1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿
 - (2) 前項の者ごとにおいて実際に委託業務に従事したことを証明する帳簿等

（個人情報の保護）

- 第22条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（守秘義務）

- 第23条 乙は、委託業務の処理により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は委託業務の成果を外部に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(賠償の責任)

第24条 甲は、乙の委託業務の実施に起因して生じた乙が使用する財産、乙に帰属する知的財産権、従業員等及び臨時雇用者等に関する損害並びに第三者に与えた損害に対し、一切の損害賠償の責任を負わない。

(存続条項)

第25条 甲及び乙は、本契約期間終了し、又は本契約が解除された場合であっても、第20条から第28条は、引き続き効力を有する。

(管轄裁判所)

第27条 この契約に関する一切の紛争に関しては、日本国の那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(その他の事項の処理)

第28条 この契約及び仕様書に定めのない事項については、甲乙で協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年●月●日

甲 住所 沖縄県那覇市前島3丁目25番39号
氏名 沖縄県漁業協同組合連合会会長 上原 亀一 印

乙 住所 ●●●
氏名 ●●● 印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第6 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第8 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

様式第1号（第11条関係）

年 月 日

沖縄県漁業協同組合連合会会長 殿

住所
名称
代表者職・氏名

令和5年度「モズク消費拡大緊急対策事業」 実績報告書

標記の委託業務に係る実績について、委託契約書第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 実施期間

2 実施した委託業務の概要

3 委託業務に要した経費

単位：円

区分	精算額	予算額	比較増減		積算内訳
			増	減	
計					

様式第2号（第13条関係）

年 月 日

沖縄県漁業協同組合連合会会長 殿

住所
名称
代表者職・氏名

印

令和5年度「モズク消費拡大緊急対策事業」 精算払い請求書

年 月 日付けで契約を行った標記の委託業務に係る委託料について、下記のとおり請求
します。

記

1	請求金額	金	円
	内 訳		
	(1) 契約額	金	円
	(2) 確定額	金	円
	(3) 受領済額	金	円
	(4) 今回請求額	金	円
2	振込先		
	金融機関名		
	支店名		
	預金種別		
	口座番号		
	(7桁)		
	口座名義		

年 月 日

沖縄県漁業協同組合連合会会長 殿

住所
名称
代表者職・氏名

印

令和5年度「モズク消費拡大緊急対策事業」 概算払い請求書

年 月 日付けで契約を行った標記の委託業務に係る委託料について、下記のとおり請求
します。

記

1	請求金額	金	円
	内 訳		
	(1) 契約額	金	円
	(2) 受領済額	金	円
	(3) 今回請求額	金	円
	(4) 残額	金	円
2	振込先		
	金融機関名		
	支店名		
	預金種別		
	口座番号		
	(7桁)		
	口座名義		

様式第4号（第14条関係）

年 月 日

沖縄県漁業協同組合連合会会長 殿

住所
名称
代表者職・氏名

令和5年度「モズク消費拡大緊急対策事業」 変更申請書

年 月 日付けで契約を行った標記の委託業務の変更について、委託契約書第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

年 月 日

沖縄県漁業協同組合連合会会長 殿

住所
名称
代表者職・氏名

令和5年度「モズク消費拡大緊急対策事業」 廃止（中止）申請書

年 月 日付けで契約を行った標記の委託業務の廃止（中止）について、契約書第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 廃止（中止）の理由

2 委託業務の実施状況

- (1) 委託業務について
- (2) 経費内訳について

単位：円

区 分	月 日現在 支出済額	残 額	支出予定額	廃止(中止)に 伴う不用額	積算内訳
計					

3 廃止（中止）後の措置

- (1) 委託業務について
- (2) 経費内訳について
- (3) 経費支出予定明細

単位：円

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
計		

